

1920年代、内モンゴルにおける 制度変革とモンゴル王公 ——北京政府、張作霖との関係から——

広川佐保

はじめに

清朝時代、モンゴルは、チベット・新疆とともに「藩部」として、漢人居住地域とは異なる秩序のもとにおかれていた。しかし20世紀初頭までに、内モンゴルでは漢民族の移住や旗内への県設置が進み、「藩部」としての内実は内部から崩壊しつつあった。こうした現象は清代以来の秩序を転換させるものであり、清末の改革以降、その動きは加速させられていった。さらに辛亥革命を契機としてハルハ・モンゴル（いわゆる外モンゴル）が自治を獲得する一方、内モンゴル地域は中華民国の版図に取り残され、支配秩序の転換に直面することとなった。これにより中央では新たに民族統治機構が再編されたが、内モンゴル各旗では周辺各省の政権による支配が強まり、王公の支配体制、及び盟旗制度に搖らぎが見られるようになった。本稿の目的は、こうした変革期において、中華民国北京政府や地方政権、そして地域の支配者であるモンゴル王公が、どのような関係をとり結び、その結果、いかなる制度（もしくは中華民国の制度）が内モンゴルへ導入されようとしたのか検討することにある。

20世紀初頭の内モンゴルと「中国」との関係に関しては、主に「中国」政府の民族政策を分析する研究と、地域史からアプローチする研究を見出すことができる。たとえば毛里和子の中国の民族政策に関する研究では、中華民国期「五族共和」は実施されず、民族統治機関も実質的権限をもたないため、「辺境」は放置されたとしている⁽¹⁾。松本ますみの研究は、清末以降の中国における「民族論」の変遷を跡付けたものであるが、そこでは孫文の「五族共和」

論が一貫性をもつものではなかったこと、そして民国の対モンゴル政策が対ソ政策とリンクしていたことを指摘している⁽²⁾。よりミクロな視点に立つ研究として、貴志俊彦は、1910年代前半の袁世凱政権による特別行政区設置と蒙藏院設立の過程を明らかにしている⁽³⁾。また中国においては、趙雲田が古代から中華民国初期までの通史的な民族政策研究をまとめ⁽⁴⁾、近年では李国棟や烏力吉陶格套が、既刊行資料を用いて清末から民国期の民族政策や対モンゴル政策の流れをより詳細に検討している⁽⁵⁾。これらの民族政策研究は、中央の民族地域に対する統治・支配過程に重点を置く傾向にあるが、これは現在の中国の民族政策が強く意識されているためであると考えられる。これに対し、地域の視点から中央の政策を俯瞰した研究として、王徳勝の研究を挙げることができる。王の研究は文書資料や刊行物をもとに、民国の内モンゴル支配のありかたやそれに伴う内モンゴル開墾について検討した重要な研究である⁽⁶⁾。王の研究を継承するものとして、近年では賽航等が日本の外務省記録や中国の刊行物資料等を用いて、中華民国期の内モンゴル史を網羅的に描きだそうと試みている⁽⁷⁾。

以上のように、これまで多くの近代内モンゴル史研究が蓄積されてきたが、そこでは「中央」と「地域」がしばしば対立的に描かれ、必ずしも両者の関係が実証的に明らかにされるわけではない。その背景として史料の非公開や欠如、そして旧支配者への評価の困難さを挙げることができる。これら旧支配者への評価について汪炳明は、清末のモンゴル王公自身の「近代化」の試みについて検証している⁽⁸⁾。さらに中見立夫は、内モンゴル・ハラチン右旗の世襲王公グンサンノロブを取り上げ、グンサンノロブが体制側に身を置きながらも、時として地域主義、民族主義に根差した行動をとったことを明らかにする⁽⁹⁾。汪や中見の指摘するように、清末以降、モンゴル王公は自らの権力を維持しながら、地域を統括する必要に迫られ、そこで複雑な動きをみせた。つまり20世紀初頭の政治的、社会的変革のなかで、モンゴル王公、支配者層、知識人にとって「モンゴル」としての地域的、政治的枠組みをいかに保持するかが焦点と

なった。そしてちょうどその時、内モンゴルにおいて盟から省へという制度的な転換が図られようとしていた。

そのさい、内モンゴル地域に対して大きな影響力を持ったのが、隣接する地方政権である。内モンゴル東部では、張作霖がモンゴル王公と関係を保ちながら勢力を拡大しようとするが、まず本稿ではこれらの展開について新聞等の資料をもとに検討したい。次に、中央のモンゴル地域支配のありかたと、これに対するモンゴル王公の対応について検討するために、1924年に北京政府によって開催された「蒙事会議」を取り上げることにする。蒙事会議とは、北京政府のハルハ奪回政策のために開催された会議であるが、同時に内モンゴル王公と蒙藏院とが内政問題について議論を交わす場となった。同会議の内容は『蒙藏院召集蒙事会議議事録』（モンゴル文・漢文）としてまとめられ、北京政府とモンゴル王公の関係を分析するうえで大変貴重な資料である。しかし、議事録の主題がハルハ奪回という微妙な内容であるためか、これまでほとんど検討されたことがない⁽¹⁰⁾。以上の論点をもとに本稿では、近代内モンゴルの「近代化」を巡る動きについて、北京政府、および地方政権とモンゴル王公の関係から検討することにしたい。

1 民国期の対モンゴル政策

辛亥革命前後、ハルハ・モンゴルでは独立運動が進展し、1911年末にはボグド・ハーン政権が樹立された。これに対し、1912年1月、新たに成立した中華民国は「五族共和」を掲げ、同年4月、内務部の一機関として蒙藏事務処を設立する（同年7月、蒙藏事務局に改編）⁽¹¹⁾。さらに中華民国はモンゴル独立運動に揺れる王公を帰順させるために、同年8月、「蒙古待遇条例」⁽¹²⁾を発布する。同条例は9条からなり、モンゴルを内地と同様に待遇すること（第1条）や、従来の各モンゴル王公の「管轄治理権」を旧来どおり認めること（第2条）、内・外モンゴルのハン、王公、タイジ（貴族）の世襲爵位を認めるとともに、各旗内での特権をそのまま認めること（第3条）、各モンゴルにおける対外交渉・辺防事務は中央政府に帰すこと

と（第6条）、王公・貴族の世襲・爵位に基づく俸禄を支給すること（第7条）などが盛り込まれた。このように中華民国は、「蒙古待遇条例」によって従来どおり王公・貴族の地位を保持させるとしたが、これはモンゴル王公にとって地位保全の担保となった。

1914年5月、北京政府は蒙藏事務局を廃止し、大總統直属の機関として蒙藏院（初代総裁、ハラチン右旗ジャサグのグンサンノロブ）を設立した。つぎに北京政府は同年7月、ジョーオダ、ジョソト、イフジョー、オラーンチャブ各盟、チャハルの地域に、熱河、察哈爾、綏遠特別区を設置し、都統の管轄下に置いて支配強化を進めた⁽¹³⁾。この背景には20世紀初頭までに盟旗地域において開墾が進み、内部に県が設置されるという社会的変化があった。そのため清末以降、中国では盟旗制度を廃止し、省を設置するという議論がなされてきたが、特別区設置はその準備段階という意味を持っていた。

さらに北京政府、ロシア、モンゴルの間でハルハ・モンゴル独立問題を協議するため、キャフタ会議が開催されたが、ここではハルハの「自治」のみが承認された（1915年）。袁世凱の死去（1916年6月）を経て、北京政府では直隸派の黎元洪が大總統に就任し、安徽派の段祺瑞が内閣を組閣する。当時、北洋軍閥は、段祺瑞の安徽派、馮国璋の直隸派、張作霖の奉天派に分かれていたが、同年7月、段祺瑞は張作霖を奉天督軍兼奉天省長に任命する。また1915年冬以降、内モンゴルではバボージャブが軍事的行動を行なうなど不安定な状況が続いていた⁽¹⁴⁾。そのため1916年8月末、段祺瑞は大總統令を公布し、民国成立以来、「蒙古待遇条例」が継続していることを明言し、政情不安を解消するために、西蒙、東蒙宣撫使を内モンゴルに派遣した⁽¹⁵⁾。この間、北京政府内部では内モンゴルへの設省問題が繰り返し議論されたが⁽¹⁶⁾、ジリム盟盟長のチメドサムピルは同年12月末、蒙藏院に対して省設置を永久に取消し、「蒙古待遇条例」を憲法に加えることを求めた⁽¹⁷⁾。

1917年7月、中華民国では、張勲による復辟運動の失敗の後、再び段祺瑞が北京の政権を握った。段祺瑞は一旦辞職するが、1918年3月に張作霖の支持を受けて國務總理に就任する。同年9月、徐世

昌が大統領に選出され、張作霖は東三省巡閱使に就任した。このように新体制が確立されると、北京政府はロシア10月革命（1917年11月）を契機として、ハルハの自治取消工作を進めてゆき、その一環として1918年10月に西北国防籌備處（處長：徐樹錚）を成立させた。

一方、張作霖は東三省巡閱使就任後、内モンゴル東部における支配権強化を図ろうとし、1919年初、中央に対し「モンゴル省設置計画」を提出するものの⁽¹⁸⁾、経費不足や、吉林との対立から、これを一旦中止する。同7月、張作霖は東三省の軍権を掌握すると、内モンゴル東部への省設置を中央へ要求し、ハルハ・モンゴルへも関心を示した。しかしこの時期の張作霖の活動については不明な点多いため、ここではやや詳しく検討したい⁽¹⁹⁾。

北京政府は7月「西北籌辺使官制」を公布して、徐樹錚を西北籌辺使、兼西北辺防軍総司令に任命し、内モンゴル、新疆、陝西、甘肅軍の全権を付与した。これに対して張作霖は東北籌辺使の設置を要求し、徐樹錚に対抗しようとした⁽²⁰⁾。その後12月、徐世昌は西北籌辺使の徐樹錚に「外モンゴル善後策」の監督と処理を命じ、翌1920年初頭、正式にハルハの「自治」取消しが実施された。しかし、7月に安徽派と直隸派の間で「安直戦争」が勃発すると、ふたたび状況は一変する。このさい徐樹錚に西北地域の権益を脅かされていた張作霖は直隸派についていた。安徽派の敗北後、徐樹錚は西北籌辺使・西北辺防軍総司令を解任されたが、それとは逆に張作霖がモンゴル政策に対して発言力を増してゆき、内モンゴル東部への設省を要求し続けた⁽²¹⁾。

一方、ハルハを巡る国際情勢は緊迫化してゆき、1920年10月、白軍のウンゲルンがハルハへ侵入し、1921年2月、ボグド・ハーン政権を復興させるという事態が生じた。このさい張作霖は軍事會議を招集し、奉天省から討伐軍を出動させようとするが、資金不足から計画は難航した。一方、ソビエトは白軍の勢力拡大を恐れて軍事介入を進め、3月にソビエト赤軍とモンゴル義勇軍が、国境のキャフタを陥落させた。これに対し、北京政府は内モンゴル各旗へ宣撫をおこなうほかなく⁽²²⁾、3月以降、奉天派と直隸派の間で対モンゴ

ル方針が協議され、そこで奉天・直隸から兵士3万を選抜し、軍費250万元を準備することが計画された⁽²³⁾。5月30日、北京政府は張作霖を蒙疆経略使に任命のうえ討伐計画に関する全権を付与し、さらに熱河、綏遠、察哈爾特別区の各都統を統括させた。6月、張作霖は政府から征蒙費300万元を受領し、兵力を拡充した⁽²⁴⁾。同13日、張作霖は東北三省軍事会議を開催して「征蒙」問題を協議したのち⁽²⁵⁾、同17日「征蒙会議」を開催し、奉天省内の有力者と協議を行った⁽²⁶⁾。また同25日、大總統（徐世昌）は、總統府に三巡閱使（張作霖、曹錕、王占元）、蒙藏院総裁（グンサンノロブ）、モンゴル王公20余名を集めて「征蒙会議（蒙政大会議）」を開催した⁽²⁷⁾。

さらに6月末、張作霖は奉天において「蒙事会議（奉天会議）」を開催し、同29日には蒙藏院副総裁（グンサンノロブ）、蒙古宣撫使（達籌）のほか、ビント王（ホルチン左翼前旗ジャサグ）、ダルハン王（ホルチン左翼中旗ジャサグ）、ジリム盟盟長（ゴルロス前旗ジャサグ・チメドサムビル）など内モンゴル東部の王公と協議を行ない、非公式に意見を交わした⁽²⁸⁾。同会議では、「外蒙古善後八条」⁽²⁹⁾、「内蒙古応辦事件七ヶ条」⁽³⁰⁾等が提出された。同会議においてモンゴル王公たちは、ハルハへの出兵には不賛成であり、かつ中央の従来の対モンゴル政策にも満足していなかったとされる⁽³¹⁾。これに対し奉天省側は、出兵はハルハの帰順を促すものであること、兵士が内モンゴルを通過する際、軍紀を重んじること、外モンゴル回復後、内・外モンゴルを省に改めること、このさい行政は専制・強迫手段をとらないとの方針を示した。一方、内モンゴルの王公からは、内モンゴル王公全体の名義を以って外モンゴルを中国に向かせること、将来の改省は地方官の意見を尊重してモンゴル族の福利を図ること、外モンゴル軍・ソビエト軍の内モンゴル侵入を防ぐこと、などの意見が提示され、最終的には一定の合意が図られた⁽³²⁾。

7月、蒙疆経略公署が正式に設置され、張作霖は蒙疆経略使に就任し⁽³³⁾、ハルハへの進軍を開始するが、7月半ば、政府に対してさらに50万元の軍費を請求した⁽³⁴⁾。しかしハルハ情勢は刻一刻と変化し、モンゴル軍、ソビエト赤軍、極東共和国軍がフレーのウン

ゲルン軍を駆逐し、モンゴル人民臨時政府を成立させるに至った。これに対して張作霖は進軍を中止して9月初めに蒙疆征略使を辞職し、ハルハ奪回政策は事実上停止した。

1922年4月になると「第一次奉直戦争」が生じ、直隸派が勝利したことで、張作霖は北京から撤退を余儀なくされた。その後、呉佩孚が北京政府の政権を掌握し、同年6月、国会は黎元洪を大總統に選出する。また、北京政府は1921年末以降、ソビエトとの交渉を再開し、1922年夏より東支鉄道問題と赤軍のハルハ撤退について協議を行なったが、交渉は頓挫してしまう。同年11月に北京政府は、ハルハ王公のナヤントを蒙古宣撫使に任命してハルハ問題を担当させ、1923年1月「蒙疆善後委員会」を設置した⁽³⁵⁾。同1月、北京政府では憲法起草委員会によって、内・外モンゴル、チベット、青海に省を設置する方針が示された。これに対してジリム盟盟長チメドサムピルは同3月、国会に設省反対と「蒙古待遇条例」の憲法への加入を求めた⁽³⁶⁾。

一方、奉天に戻った張作霖は、東三省独立を宣言し、内モンゴル東部の王公と連携を強め、そこで独自の対モンゴル政策を打ち出した。1922年12月、孫（張作霖の代理、名前不明）は、ジリム盟のモンゴル王公を集めて「長春会議」を開催し、ハルハへの出兵計画を協議した⁽³⁷⁾。日本外交文書によれば同会議には、ジリム盟長（チメドサムピル）、ホルチン中旗ジャサグらジリム盟のモンゴル王公11名が参加し、奉天省側と、モンゴル地域へのソビエト赤軍の侵入防備方法やモンゴル改省について議論したが、ここでは「正・副盟長」以外が内モンゴル改省に反対し、会議は決裂したとされる⁽³⁸⁾。また同じころ張作霖はジリム盟の開発を進め、王公と縁戚関係を結ぶなど内モンゴル東部での地盤強化を図るが、これに対し北京政府はそれ以外の地域のモンゴル王公との連携を強めてゆくことになる。

2 蒙藏院蒙事会議における議論

（1）蒙事会議について

これまでみてきたようにハルハ独立問題を契機として、北京政府

ではハルハ奪回政策が計画されたが、張作霖の北京撤退後、これらの動きは一旦頓挫していた。こうした閉塞状況に大きな転機をもたらしたのが、1924年3月に中ソ間で仮調印された中ソ協定である。中ソ協定は1924年5月に正式に調印されるが、その第5項においてソビエト政府は外モンゴルが中華民国の構成部分であることを認め、中国の主権を尊重することが明記された。このように中ソ間の交渉が進展するにつれ、中国の外モンゴル奪回が現実味を帯びてくるのであった。そうしたなかで北京政府や蒙藏院は、ハルハ奪回政策と内モンゴル宣撫のために1924年3月から7月にかけて、8回にわたって「蒙事会議」を開催する。この「蒙事会議」議事録の前文によれば、「蒙事会議」の目的とは、「外モンゴル」がロシア人に「占領」されている状況のもと、内モンゴルの自衛方法と外モンゴル奪回後施策について検討することであった⁽³⁹⁾。こうした方針はこれまでのハルハ奪回政策と共通性を持つものであるが、具体的な政策遂行を中ソ協定が後押しすることとなった。

同会議には、蒙藏院関係者、蒙古宣慰使公署、内モンゴル来京年班諸王公のほか、内モンゴル六盟長が参加予定であった。表を参照しながら実際の参加者をみれば、北京に近いジョソト、ジョーオダ盟からは爵位の高い王公が参加したもの、張作霖と関係が密接なジリム盟からは有力王公（たとえば盟長のチメドサムビル）の参加は少なく、さらに西部のシリンゴル、オラーンチャブ盟からはジャサグ・レベルの王公は参加していなかった。また、参加者のうち、アムルリングイ（ホルチン左翼後旗ジャサグ）、ドゥズライドウブ（オーハン旗ジャサグ）、スジュクトバータル（ナイマン旗ジャサグ）、張文（ハラチン右旗）、李芳（ハラチン左旗）は国会議員経験者であり、かねてより中央に近い立場にあった。つまり張作霖がジリム盟王公と連携しようとしたのに対し、蒙藏院はジョソト、ジョーオダ盟や国会議員経験者と密接な関係にあった。蒙事会議では蒙藏院総裁のグンサンノロブが会議の主催者として司会を務め、議題は全部で31議案に上った。その内容は多岐にわたり、会議前半では蒙藏院によるハルハ奪回政策が中心となった。これらが固まった後、蒙藏院から

表 蒙事会議参加者一覧

姓名・地域名	貴籍	現任官職	備考
グンサンノロブ	ハラチン	蒙藏院總裁	
恩華	江蘇鎮江	蒙藏院副總裁	
沈学范	直隸天津	同上	
王郁驥	京兆通縣	蒙藏院檢事	蒙藏院派出席委員
閔元章	廣東南海	同上	同上
彭清嘉	江蘇吳縣	同上	同上
蕭颯曾	湖北黃陂	同上	同上
桂樟	蒙古正白	蒙藏院翻訳官	同上
張仁壽	江蘇青浦	蒙藏院檢事	同上
ナヤント	外モンゴル	蒙古宣慰使	会員
魯鴻琛	河南	蒙古宣慰使署秘書長	蒙古宣慰使出席委員
孟策	蒙古宣慰使秘書	同上	
黃成 [塘]		蒙古宣慰使參議	同上
任承沆	江蘇宜興	同上	同上
ジリム盟			
ヤンサンジャブ	[ホルチン左翼中旗]	幫盟務親王	会員
オルトナスト	[ドゥルブド旗]	幫盟務貝子	代表
アムル		ノモンハンジャサク・ダー・ラマ	代表
ワンチンチョクト		辦盟務貝子	代表
アムルリンガイ	[ホルチン左翼後旗ジャサグ]	親王	代表
ジョソト盟			
グンサンノロブ	[ハラチン右旗ジャサグ]	盟長	会員
ゴンボジャブ	[トウメド右旗]	幫辦盟務郡王	同上
ハンラジャブ	[ハラチン中旗ジャサグ]	ジャサク郡王	同上
張文	[ハラチン右旗]	蒙藏院參事	代表
于連陞			代表
李芳	[ハラチン左旗]		代表
ジョーオダ盟			
スジュクトバーチル	[ナイマン旗ジャサグ]	盟長ナイマン親王	会員
ジャガル	[バーリン右旗ジャサグ]	副盟長バーリン親王	同上
ドゥズライドウブ	[オーハン旗ジャサグ]	幫辦盟務オーハン郡王	同上
セダンバルジュル	[オーハン旗]		代表
金奇賢			代表
高福忱			代表
シリングル盟			
阿克東阿	[アバハナル旗]	貝勒	代表
松第		章京	代表
オラーンチャブ盟			
ナスンワンジル		梅楞	代表
エリンチンドルジ		參領	代表
イフジョー盟			
シャンジミトフ			代表
ワンチンチョクスレン	[出席したのか不明]		

*『蒙藏院召集蒙事會議議事錄』5-8頁をもとに作成。なお〔 〕内の表示は筆者が補ったもの。

比丁冊、小学校設立案、蒙藏学校の経費、官倉など行政改革に関する議案が提出され、モンゴル王公側からは地域社会の問題に関わる議案が提出された。蒙事会議では毎回3～4件の議題を審議して評決を行ったが、結論に至らない場合はゲンサンノロブにより審査員が数名任命され、後日「審査報告」がなされた。会議全体を通じて張文や李芳などジョソト盟のモンゴル人代表らの発言が目立ち、蒙藏院漢人官僚の恩華や蕭颯曾が会議の結論を取りまとめる傾向にあつた。議事録はモンゴル語・漢語で作成され、議事録を見る限り会議は漢語で進められ、状況に応じてモンゴル語が用いられたようである⁽⁴⁰⁾。こうした点からも蒙藏院に対するモンゴル王公の弱い立場が浮かび上がるであろう。以下、同会議における議論をもとに、北京政府のハルハ政策とこれに対するモンゴル王公の認識を検討することにしたい。

（2）ハルハ奪回と内モンゴルの自衛に関する議論

まず、第1回会議（1924年4月19日）では、ハルハ奪回政策が主題となり、蒙藏院副総裁の恩華が「内モンゴル六盟自衛辦法案」の提議を行った。その概要は以下のとおりである。

近年、外モンゴルの事件は急務となっており、内モンゴル辺境はこれと連結しているため自衛が必要である。外モンゴルを奪回する方法として、まず〔内モンゴルにおいて—引用者注、以下同じ〕軍隊を召集・強化する。また軍隊の武器は最も重要である。内モンゴル六盟は旗の大小に応じて兵士を訓練し、中央政府が武器を調達する⁽⁴¹⁾。

このように会議において蒙藏院側は、外モンゴルを奪回するため内モンゴル各盟に対して軍の派遣を要請した。この提案に対し、ジョソト盟代表の張文は、現在、各旗の武器が不足しているため、空の手で自衛するようなものであり、外モンゴル独立の際、兵が出動したにも関わらず外モンゴルに達することなく、内モンゴルで悪事を働いたと述べ、恩華の議案には反対の立場をとった⁽⁴²⁾。また、これに対するジョーオダ盟代表のドゥズライドウブの意見の概要是

以下のとおりである。

かつては〔モンゴル地域は〕土地広漠であり、人口が希少で天下泰平の時期にあり、〔各盟では〕1千名の兵で十分であった。しかし現在、各盟の多くが開墾を行い、モンゴル人も増えた。漢人の蒙地移住も日々増加し、盜賊が多くなったため、略奪もよく聞かれる。各盟1千名の制ではどうしても足りない。全旗の大小、人口、匪賊の状況にしたがって計画すればよい。
(中略) ジョーオダ盟から北京へ来た人が言うには、馬賊が地方を混乱させるたびに、熱河に官兵派遣と保護を要請すれば、官兵は蒙旗に来て最初は盜賊を殺すが、すぐに盜賊とともに蒙旗において略奪を行なう(後略)⁽⁴³⁾。

以上のようにドゥズライドゥブは、以前と同じく軍隊派遣が内モンゴルに混乱をもたらすことを懸念していた。こうして第1回会議における蒙藏院の外モンゴル奪回案は、モンゴル側代表の同意を得られなかった。そこでハルハ奪回政策は、ジョソト盟のモンゴル代表を中心として練り直されることになり、第3回会議(5月13日)においてジョソト盟全権代表の李芳、張文、于連陞から「内モンゴル軍編成と外モンゴル奪回案」が提議された。ここでの李芳による説明の概要是以下のとおりである。

今日、外モンゴル赤化の現象は、外国〔ロシア〕の煽動にあるが、〔北京政府〕当局が辺境政策をおろそかにしたからである。外モンゴルの土地は寒冷で、もし兵の力のみに頼れば、兵法の孤軍が深く入るという戒めを犯すだけでなく、飲食・気候についても困難な状況になる。(中略) 私〔李芳〕の考えでは、内モンゴル各旗に命じて軍を編成・訓練する。内外モンゴルは境を接し、気候も似ており、言葉や習慣も同じであるので、〔内モンゴル軍を〕訓練して編成し、外モンゴル各地の付近に分駐させる。通訳のモンゴル人をアル・フレー〔庫倫〕へ派遣し、機が熟せば共同で外国軍を駆逐し、訓練したモンゴル軍を用いてモンゴルによってモンゴルを治めさせる⁽⁴⁴⁾。

これらジョソト盟代表の案は、蒙藏院によるハルハ奪回政策をや

や和らげたものであり、かつドゥズライドゥブの懸念にも配慮した内容であった。このジョソト盟代表の案に対し、蒙藏院出席議員の蕭颯曾（蒙藏院検事）は、「ジョソト盟代表の提案は大変良い。」と賛同の意を表した。これに対してジョーオダ盟代表のドゥズライドゥブからは以下のような意見が提出された。

外モンゴルはすでにロシア人の勢力下にあり奪回は難しい。
(中略) モンゴル人宣撫に関しては以前、徐樹錚が外モンゴルの感情を害したため、良好な結果を得ることができなかつた。
モンゴル人を派遣し宣撫させ、さらに十分訓練した内モンゴル軍を宣撫の後ろ盾となす [のがよい]。内モンゴル軍が、外モンゴルに到ることは、(中略) 言葉・習慣もすべて同じではないが、差異は大きくないだろう。(中略) 内モンゴルは重要な場所にあるが、もし方法がつきて兵を用いたとしても、その [内モンゴルの] 寺廟を破壊してはならない。モンゴル人は仏教を深く信仰しているため、いったんかれらの寺廟を破壊すれば、外モンゴル回復への道に計り知れない障害となる⁽⁴⁵⁾。

このようにドゥズライドゥブはハルハ奪回が現実には困難であるという見解を示す一方、内モンゴルの軍隊を派遣すれば良いとの意見を述べた。一方、蒙藏院副総裁の沈学范やジリム盟代表のオルトナストは、同案件を政府に一任するとした。これを受けジョソト盟代表の李芳は、審査員を選出して「内モンゴル六盟自衛辦法案」(蒙藏院提議)とともに審議させることを提案した⁽⁴⁶⁾。その後、征蒙軍派遣の議案が練られてゆき、第4回会議（5月20日）において、再び「内モンゴル自衛辦法三案合併審査報告書」が取り上げられた。ここでは蒙藏院副総裁の恩華より、前日（19日）に開催された審査に基づき、内モンゴル六盟自衛軍の兵数、武器、食糧などに関する「審査報告」がなされた⁽⁴⁷⁾。

- ・ 兵数—内モンゴル六盟はそれぞれ軍隊2千名を訓練し、備兵ジャサグが統率・訓練させる。1千名は本盟の自衛にあて、1千名は政府の外モンゴル奪回に充てること。
- ・ 武器—六盟が新たに軍隊を訓練するにあたり、必要な武器・

弾薬は自衛に用いるものであっても外モンゴル奪回に用いるものであっても、全て政府が発給する。

- ・食糧—六盟自衛軍隊の餉項は、旧例に照らして盟旗が各自負担し、外モンゴル奪回軍隊に関しては政府の予備食糧をあてる。

以上のように、内モンゴル各盟旗のハルハ奪回政策への協力が決定されるとともに、その人的・金銭的負担内訳が明確化された。これらの「審査内容」に対する異議がなかったため、主席は副総裁とジョソト盟代表の李芳、蒙藏院の蕭颯曾を起草員に任命した。その後、第7回会議（7月1日）において蕭颯曾、李芳の起草による「政府が内モンゴル軍隊を訓練し自衛と外モンゴル奪回に用いることを建議する案」が提出された。同案は先の「審査報告」を骨子として作成されたものであり、同会議で公決された⁽⁴⁸⁾。以上のような過程を経て蒙事会議では、外モンゴル奪回政策、及び内モンゴル自衛の方策について、モンゴル代表の同意を取り付けることに成功したのである。これらのハルハ奪回政策は以前の北京政府の方針と同様の性格を持っていたが、内モンゴル王公の態度が消極的であることは否めなかった。以上のようにハルハ奪回政策が固まると、つぎにモンゴル側から蒙藏院に対する要望が提出されることになる。

（3）内モンゴルの伝統的制度改編に関する議論

—省設置や旗制度をめぐって—

これまで見たように1920年代の内モンゴルでは特別区が設置され、張作霖による内モンゴル東部ジリム盟への省設置問題が取り沙汰されていたが、蒙事会議でもこれらが焦点となる。まず第2回会議（5月2日）において、ドウズライドゥブ、張文、李芳が「内モンゴルが自ら設省する案」を提出し、ドウズライドゥブにより以下のようないい説明がなされた。

私が見るに、我がモンゴルは権利を日々剥奪されている。まず回復する方法は、〔盟を〕省に改めるほかこれを救う良い方法はない。憲法の省の自治権利を見れば大変優れている。モン

ゴル地方は省と名づけられていないため、同一の権利を得ることができない。(中略) 省と改めないため、憲法において権利を得ることができない。王公の考えを察すれば、改省することに対し、大変疑いを持つため〔省設置に〕反対している。(中略) 省県は両級の制であり、盟旗もまた両級の制である。名前を異にしているため国の憲法上、保障がまた異なっている⁽⁴⁹⁾。つまりドゥズライドゥブは、内モンゴルが権利を得るためにには、今後、盟を省に改め、憲法上の権利を獲得すべきであると主張したのであった。当時すでにドゥズライドゥブや張文、李芳が所属するジョソト、ジョーオダ盟には熱河特別区が設置されており、彼らにとって省設置は現実的な問題であった。これに対しジリム盟代表のアムルリングイは、すぐさま「私はこの案に根本から反対する。かつて〔衆参〕両院からこれと同様の提議があった。我が盟は打電し、抗議した。(中略) モンゴルの制度は、前清国家設立以降、今まで数度の研究を経て、この制度を決定したのである。今すぐ覆すということは、優待条件〔待遇条例〕を自ら廃止することにほかならない」⁽⁵⁰⁾と反論した。これまで見てきたように、張作霖による内モンゴル東部への省設置計画に対して、アムルリングイを含むジリム盟のモンゴル王公らは強く反発していた。

アムルリングイの発言に対してドゥズライドゥブは、「私もまたモンゴル人である。現在、優待条件〔蒙古待遇条例〕の効力はいかなるものか。またこれを改めてほしい。これが皇室優待条件であることは、みなすでに知っている。今、我が蒙旗の権利があるのか。阿王〔アムルリングイ〕、はっきり答えてもらいたい」⁽⁵¹⁾と、アムルリングイに問い合わせた。つまりここでドゥズライドゥブは、「蒙古待遇条例」の効力がわずかであるばかりか、実際には旧来の権利までもが剥奪されている現状を訴えたのである。これらの問題は同会議では解決できず、また、第8回会議（7月8日）においても若干議論がなされたものの、結論に至らないまま閉会となつた⁽⁵²⁾。このように会議では、モンゴルの自治の方針をめぐって、中華民国の憲法に則り、モンゴル地域に省を設置し、他の地域と同等の権利

を得た上で各旗の強化を拡充しようとするドゥズライドゥブと、政府に与えられた「蒙古待遇条例」や清朝時代からの制度に執着するアムルリングイの対立が明らかとなる。ドゥズライドゥブの意見は一見合理的であったが、盟旗制度の廃止はモンゴルの伝統的制度を失いかねない危険性をはらんでおり、ジリム盟のモンゴル王公にとっては容認できるものではなかった。こうした事例からモンゴルの盟旗制度や自治問題をめぐり、モンゴル人王公間でもジリム盟王公とジョーオダ盟王公では、見解の相違があったことが見て取れる。

以上のように盟旗制度の改革に対して王公間では激しい応酬がなされたが、その一方で旧来の制度の改革に積極的に取り組もうとする場合もあった。たとえば第6回会議（6月24日）において、ジョーオダ盟代表のジャガル（バーリン右旗ジャサグ）とスジユクトバータルは「蒙民が各旗境内で自由に居住し、生計を立てることを許す案」を提出していた。会議においてジャガルは「私は、モンゴル人が漢人のように自由に各省に居住することができないことに鑑みて本件を出したのである」と述べた⁽⁵³⁾。これに対してジリム盟代表のオルトナストは、本件を各盟長や各ジャサグたちが各旗人民と協議して決めれば良いと述べ、その上で移住したモンゴル人は移住先でアルバ（税）を支払う必要があること、さらにジャサグは移住者を同一に扱う必要があると述べた⁽⁵⁴⁾。ジャガルの提案の背景には、光緒17年の金丹道事件のさい、ジョソト、ジョーオダ盟のモンゴル各旗旗民が漢人の反乱軍の襲撃を受けて逃亡し、生計手段を失つて北部へ移住したという歴史があった。しかし清朝時代、モンゴル人は所属する旗以外に移住することは禁じられていたため、ジリム盟等に移住したモンゴル人は、そこで自由に放牧する権利もなく、外旗人として差別的な待遇を受けていた。また、これらのモンゴル人は、移住した後は原旗に納税しなくなるため、南部各旗は財政面で大きな痛手を受けた。こうした問題に関連して張文は「本旗（ハラチン右旗）は光緒17年の乱〔金丹道事件〕によって人民が生活できなくなり、多くがジャサグト旗〔ホルチン右翼前旗〕等へ移動した。本旗が他の旗から、〔移住した〕人民が無軌道で、何か事件が

発生したら手を焼くとみられている。(中略) 官の許可のもと、[移住した旗民の] 数を明らかにし、再びジャラン、ジャンギ [札蘭、章京：旗の官職名] を置き、一度アルバをとったが、種々の不便のため早々に停止したのである⁽⁵⁵⁾。張文の発言に対して李芳は「現在国家の憲法に居住の自由が示されていることはいうまでもない。(中略) 北の肥沃な土地を放置するのはもったいないので、南方のモンゴル人を移動させ生活させることを承認するため、議論すればよい」と述べ、南部のモンゴル人の移民を容認した。これにジリム盟代表のヤンサンジャブとオルトナストも賛同し、後者は蒙藏院から各旗へ文書を送るまでもないと述べた⁽⁵⁶⁾。その後、同案件は第7回会議(7月1日)においてオルトナストが「審査報告」を行い、これを経て了承された⁽⁵⁷⁾。

上記の2つの事例からは、清朝時代の規範と乖離した、1920年代の内モンゴル社会の状況が浮かび上がる。清の崩壊という大きな変化のなかで、モンゴル人代表は自らの権益を守るためにあたって、あるときは清代の伝統を持ち出し、あるときは中華民国の憲法に頼るという方法を取った。ここから彼らが清の枠組みからの脱却とモンゴル社会の伝統の維持の間で揺れながらも、独自の近代化を模索していた様相が浮かび上がるであろう。

(4) 蒙旗の権限の保持に関する議論

—ジリム盟とジョーオダ盟の事例の比較—

つぎに蒙事会議のなかで、蒙旗の権限についてどのような議論がなされたのか、ジリム盟とジョーオダ盟の事例を取り上げ、検討することにしたい。まず、第4回会議(5月20日)において、ジリム盟代表、ヤンサンジャブ(ホルチン左翼中旗閥散王公)は「各盟旗の権利を保存し、蒙民を安んじる案」を提出した。その概要は、以下のとおりである。

- ・モンゴル王公の年俸・食糧費は民国9〔1920〕年以来、額どおりに支払われていない。何割かの国庫券を受け取っているが、券は少しも信用がなく、廢紙と同然である。モンゴル旗

の役人と北京や外部の役人と比較すれば、その差は数万になる。王公等の年俸や食糧費全てを毎年国家がモンゴルから集める税と比べれば、モンゴル人が国家に奉上している100分の1にも及ばない。

- ・近年、蒙旗所収の地租のうち、国家が数分取っているが、この状況は内地の地税と等しくなく、公平でない。旧例に戻し、蒙旗の利益を保存させることを望む。
- ・各盟旗内に新設された墾務局は、まったく蒙旗と協力せず、出放した土地の価は内地の地税の半分にも満たない。墾務局を一律に撤廃し、各旗に出放する土地があるならば、所属盟長が審議・決定した後、自ら処理すればよい。
- ・旧例では、各旗境内の県公署において訴訟事件があれば、[県]自ら審判することができなかった。近年、蒙旗に知らせらず勝手に処理し、ジャサグの政権を妨害している。政府は、旧例に照らして県に対し蒙旗の政権を保つことを、地方長官に通告させよ。
- ・民国建国後すでに10数年が経過したが、蒙古優待条件〔待遇条例〕の多くが履行されておらず、内モンゴルについては王公に加爵した程度である。各旗未開放地内のモンゴル人・漢人はジャサグが主管し、地方官は関与させないことを地方長官から県に通告してほしい。
- ・軍隊が蒙旗境内を通過する際、民家を占領し、供給がなければ略奪を行なう。政府は陸軍部に命じて軍隊に規律を厳守させて欲しい⁽⁵⁸⁾。

ヤンサンジャブは、墾務や訴訟に関して蒙旗が県に管轄権を奪われている現状を訴え、「蒙古待遇条例」を盾に改善を求めていたが、ここには民国政府への批判も込められていた。これらヤンサンジャブの意見に対し、主席のゲンサンノロブが参加者に意見があるかどうか問い合わせると、いくつかの意見が出て、後日審査がなされることとなった。引き続き第5回会議（6月9日）が開催され、蕭颯曾によりヤンサンジャブの提議に対する「審査報告」がなされたが、

その概要は以下のとおりであった。

本会議は蒙事を範囲とし、蒙旗の利益を格別に重んじる。ただし各旗の情形は同一ではなく、原案六項はそれぞれ関係ある部局において〔処理すべきで〕、全モンゴルにおいて一律に処理することはできない。本委員会が討論・研究し、蒙藏院にて建議したうえで各盟の実情を分別して処理する⁽⁵⁹⁾。

つまり「審査報告」においてヤンサンジャブの提案は一地域の事例ととらえられ、内モンゴル六盟全体に適用することはできないとされたのである。さらに蕭颯曾は、「本案は一部のことであり、六盟全てのことではない。そのうち重要な事項を協議し決めればよい。本会から蒙藏院へ建議し、蒙藏院が分別し、各旗へ文書を送り辦理すればよい」⁽⁶⁰⁾と述べた。これに対しヤンサンジャブは、「私が本件を提出したのは全蒙旗の権利を守って欲しいからである。個人の利益のためではない」と反論した⁽⁶¹⁾。これに対し李芳は、「私は審査員の一人であるが、審査会開催第1回の際、参加者は少なく開催することはできなかった。第2回目、楊王〔ヤンサンジャブ〕は不参加であった。(中略) 六盟〔の状況〕が全て同様でないため、審査結果は蒙藏院が分別して辦理することとなった」と発言し、会議では結論に至らなかった⁽⁶²⁾。蒙事会議でのヤンサンジャブの提議は、盟旗と県の対立という、内モンゴル社会の実情を反映するものであり、彼等の不満が集約されたものといえる。しかしながら蕭颯曾と李芳は、これらの問題は国内の担当部局が処理すべきものとして、モンゴル側の主張を否定する立場をとったのであった⁽⁶³⁾。

同じく第5回会議ではジョーオダ盟からの議案として盟旗と熱河特別区の権限を巡る問題が取り上げられ、ジョーオダ盟代表のスジュクトバータルによって「熱河都統と交渉し、蒙民の畠捐を免除させ、巡警の管轄権回収を請願する案」が提出された。その概要は以下のとおりである。

モンゴル旗では耕作しても畠捐というものはなかった。汲金純都統は着任してからわが盟に文書を送り、畠捐を取るといつたのでわが盟は拒絶したが、都統は軍隊を派遣して無理やり畠

捐を徴収した。その後〔かつて熱河都統が施行した〕各種辦法は廃止されたが、我が蒙旗の畝捐は廃止されていない。(中略)元来、蒙民は耕種した際に畝捐を納めず、戸に応じて徭役に従事した。(中略)もし〔県が〕畝捐を徴収すれば、〔住民は〕旗に対して差徭を納める力がなくなる。また、蒙旗の巡警は各ジャサグの所管する警察を鍊軍・改編したものである。前の汲都統は県に命じて蒙旗の巡警を県署の所管に合併した。当時、わが盟は熱河都統と内務部に文書を送ったが解決されないままである。蒙古待遇条件〔条例〕第2条にはモンゴル王公の原有の管轄治理権は一律に旧例に照らすとあるが、今モンゴル王公の権利は奪われてしまった(後略)⁽⁶⁴⁾。

このように当時熱河特別区では、熱河都統や県が、既存の旗の権限(畝捐・巡警)を侵害する事例が多く生じていた。ジョーオダ盟代表の案件は、熱河省の施策を批判し、民国政府に援助を請願する形式をとっていた。上記の提案に対し、蕭颯曾は県と旗の管轄を分けて弁理すべきであると述べたものの、結論には至らず、後日審査することとなった⁽⁶⁵⁾。次の第6回会議(6月24日)において、蕭颯曾は「審査報告」として、そこで案件の表題を「熱河都統と交渉し、蒙民の畝捐を免除させ、巡警の管轄権保留を請願する案」に変更するとし、さらにモンゴル人に畝捐を課すことは不公平であること、巡警の問題は明らかに「蒙古待遇条例」第2条に反していると述べた。また蕭颯曾は熱河省の辦法廃止のために政府が熱河都統に指令を下せば良いとし、これらはジョーオダ盟の片隅の案件であるが、全モンゴルのジャサグの権利に関係するので、六盟は一致して注意すべきであると述べた⁽⁶⁶⁾。

これらジョーオダ盟と、先に見たジリム盟の案件の内容は、さほど違いは見られないように感じられる。しかし蕭颯曾の対応にはかなりの温度差があり、ジリム盟の案件を個別の問題として退ける一方、ジョーオダ盟の案件には同情的であった。この背景には、蒙事会議を主導した人物(グンサンノロブ)が、ジョーオダ盟と状況が似ているジョソト盟(つまり熱河特別区域)出身者であることと無縁で

はないであろう。こうした点から見れば、同会議の決議は、ジョソト、ジョーオダ盟とジリム盟という地域的差異に左右される傾向があった。また、これら蒙蔵院の対応の差異は、特定地域の対立関係を助長させる作用を持っていたとも指摘できるだろう。

おわりに

本稿では、北京政府、及び地方政権とモンゴル王公の関係から、内モンゴルにおける変革について検討したが、ここで明らかになつた点をまとめることにしたい。第1に、1920年代前半の民国の対ハルハ政策では、ハルハへの軍隊派遣とハルハ奪回がその政策の柱となっていた。その際、北京政府は、内モンゴル王公をハルハとの交渉に利用するとともに、彼らの協力を重視していた。また、東北の権力者である張作霖は、北京政府の対ハルハ戦略の主導権を握ろうとし、積極的に軍隊派遣を進め、同時に内モンゴル東部の開発計画を進めようとする。こうした張作霖の動きの背景には、軍隊派遣を名目とした予算獲得とモンゴル開発計画が見え隠れしていた。これら1920年代における張作霖の動きは、いわゆる非漢族居住地域における、地方軍事政権の拡大の事例の1つといえるだろう。なお、その後のハルハ・モンゴル奪回の情勢についても触れておきたい。1924年の「中ソ協定」では、ソビエト軍のハルハ撤兵が記されたのみで、撤退時期が明記されなかったため、北京政府は蒙事会議終了後も外モンゴル奪回を実行することができなかつた⁽⁶⁷⁾。そうしたなかで同年11月、モンゴル人民共和国は独立を宣言し、再び北京政府のハルハ奪回策は遠のいた。

第2に、張作霖撤退後における、北京政府の内モンゴル政策とこれに対するモンゴル王公の動向についてである。かつてモンゴル王公は清朝に爵位と俸禄を与えられ、自らの旗で絶大な権力を有したが、辛亥革命以降、権限を失いつつあった。ただし中央にとってモンゴル王公は、モンゴル地域の混乱時には重要な存在であり、中央の地方統治のかなめとなった。1924年に開催された蒙事会議には北京政府に比較的近い立場にあるモンゴル王公や有力者が参加したが、

彼らは政府の方針に歩調を合わせ、ハルハへの軍派遣に賛成の意を示した。一方、当時の彼らは、ハルハ問題よりも内政問題に関心を向けており、なかでも内モンゴルの「自治」や枠組みを巡り、彼らのあいだの見解の違いが明らかとなる。たとえば、ジョーオダ盟オーハン旗のドウズライドゥップは、盟を省に変更することで憲法上の権利を獲得できると主張していた。しかし、ジリム盟のアムルリングイやヤンサンジャブは清朝時代以来の旧制度や「蒙古待遇条例」をもとに、モンゴル側の権利維持を求めた。これらの問題からは、当時モンゴル王公たちが清代の秩序と新しい中華民国の制度との間で、モンゴル独自の方向性や「近代化」を模索していた姿が浮かび上がる。

第3に、上記の問題とも関連するが、内モンゴルにおける地域的差異と不統一の問題についてである。蒙事会議において蕭颯曾と李芳の二人がハルハ奪回という重要案件を取りまとめたことは、会議における両者の位置づけの高さや、両者の関係の深さを如実に物語っているであろう。また同会議における蕭颯曾の対応は、総じてジリム盟の主張に冷淡であるのに対し、ジョーオダ、ジョソト盟代表には同情的であった。この背景には、北京とジョーオダ、ジョソト盟との地理的近さや、当時、多くの同盟出身者が蒙藏院や政府機関の役職に就くなど、政治的なつながりがあったと考えられる。これに加え開墾が進行中であるジリム盟と、すでに開墾が大幅に進み、漢人ととの混住・対立が進むジョソトやジョーオダ盟南部の間では、省設置を巡って相当の意識の差が生じていたことが指摘できよう。こうした問題は、清代の施策（爵位、開墾政策）や伝統を継承するものであるといえる。そして旧来の支配体制の枠組みが取り扱われた民国時期、モンゴル社会内部の差異はさらに顕在化してゆくこととなった。つまり、清朝崩壊後、帝国が再編を迎えるなかで、これまで表層的には可視化されなかったモンゴル王公の立場や差異がより鮮明となり、内モンゴル内部の対立や不統一が、より表面化していったのである。また北京政府側（蒙藏院）が特定の地域を重視したことは、内モンゴル社会内部の分裂を助長させる要因ともなった。この

ような状況で形成された内モンゴルの不統一の問題は結局解消されないまま、1930年代へと至るのである。

註

- (1) 毛里和子『周縁からの中国：民族問題と国家』（東京大学出版会、1998年）。
- (2) 松本ますみ『中国民族政策の研究—清末から1945年までの「民族論」を中心に—』（多賀出版、1999年）。
- (3) 貴志俊彦「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成—『蒙藏院』の成立と内モンゴル三特別行政区の設置—」（『史学研究』第185号、1989年）。
- (4) 趙雲田『中国辺疆民族管理機構沿革史』（中国社会科学出版社、北京、1993年）。
- (5) 李国棟『民国時期の民族問題与民国政府の民族政策研究』（民族出版社、北京、2007年）、烏力吉陶格套『清至民国時期蒙古法制研究—以中央政府對蒙古的立法及其演變為線索』（内蒙古大学出版社、呼和浩特、2007年）。
- (6) 王德勝「北洋軍閥對蒙政策幾箇問題的初析」（内蒙古大学中共内蒙古地区党史・内蒙古近現代史研究所編『内蒙古近代史論叢』第3輯、内蒙古人民出版社、呼和浩特、1987年）。
- (7) 賽航、金海、蘇德畢力格『民国内蒙古史』（内蒙古大学出版社、呼和浩特、2007年）。
- (8) 汪炳明「“蒙古實業公司”始末」（前掲註（6）『内蒙古近代史論叢』第3輯）。
- (9) 中見立夫「グンサンノルブと内モンゴルの命運」（護雅夫『内陸アジア・西アジアの社会と文化』山川出版社、1983年）。
- (10) 『蒙藏院召集蒙事會議議事錄』（出版者・出版地不明、1924年）。以下『蒙事會議議事錄』とする。
- (11) なお蒙藏事務局には國務總理の管理下に、總裁、副總裁、參事、秘書、檢事、主事、執事官が置かれた（蒙藏委員會『蒙藏委員會簡史』、臺北、1971年、7、9頁）。

- (12) 徐正光編『蒙藏專題研究叢書112 民國以來蒙藏重要政策彙編』(蒙藏委員會、臺北、2001年) 4頁。
- (13) 前掲註(3)、貴志俊彦「袁世凱政權の内モンゴル地域支配体制の形成」。
- (14) バボージャブの活動については以下を参照されたい。Nakami Tatsuo *Babujab and His Uprising: Re-examining the Inner Mongol Struggle for Independence*, Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko (No.57), 1999.
- (15) 『政府広報』第237号(1916.8.31.)。
- (16) 蒙藏院總務廳統計科編『蒙藏院行政概要(民國五至七年)』(出版者・出版年不明) 4頁、『政府広報』第303号(1916.11.7.)。
- (17) 『政府広報』第359号(1917.1.9.)。
- (18) 『盛京時報』(1919.3.20.)。
- (19) 張作霖の内モンゴルへの関心については、以下の論考を参照された。松重充浩「張作霖奉天省政府による内モンゴル東部地域統治政策に関する覚書」(モンゴル研究所編『近現代内モンゴル東部の変容』雄山閣、2007年)、江夏由樹「近代東部内モンゴルにおける蒙地払い下げ—日露戦争後、土地利権争奪をめぐる中国と日本の官民関係」(細谷良夫編『清朝史研究の新たなる地平：フィールドと文書を追って』山川出版社、2008年)、Д. Батбаяр. *Монгол ба их гурнууд хх зууний хасагт*, Улаанбаа-тар, 2006.
- (20) 『盛京時報』(1919.6.21.)。
- (21) 『盛京時報』(1920.8.21.)。
- (22) 胡玉海、里蓉編『奉系軍閥大事記』(遼寧民族出版社、瀋陽、2005年) 251-254頁。
- (23) 『盛京時報』(1921.3.25.、1921.3.26.)。
- (24) 前掲註(22)、胡玉海、里蓉編『奉系軍閥大事記』260頁。
- (25) 前掲註(22)、胡玉海、里蓉編『奉系軍閥大事記』261頁。
- (26) 『大公報(天津版)』(1921.6.21.)、前掲註(22)胡玉海・里蓉編『奉系軍閥大事記』262頁。
- (27) 『大公報(天津版)』(1921.5.26.)。

- (28) 『大公報（天津版）』（1921.7.1.）。
- (29) 「収國務院交鈔外蒙古善後八條（民國十年）」、および「収國務院函（民國十年十月十三日）」（中央研究院近代史研究所編『中國近代史資料彙編 中俄關係史料 東北邊防與外蒙古』中央研究院、臺北、1975年、210-211頁、165頁）。同案件には活仏の処遇、行政、官職の取り扱い、軍事、蒙藏院官制などが盛り込まれた。
- (30) 「収院交奉天會議蒙古王公等酌擬內蒙應辦事事件七條」（中華民国外交檔案03-32-209-01-017、中央研究院）。同案件にはジャサグと地方官の職務の分離や、モンゴル王公の俸給のほか、僧侶、墾務・鉱務、軍務などを調整することなどが記された。
- (31) 『盛京時報』（1921.7.1.）。
- (32) 『盛京時報』（1921.7.7.）。
- (33) 『大公報（天津版）』（1921.7.20.）。
- (34) 前掲註（22）、胡玉海、里蓉編『奉系軍閥大事記』264頁。
- (35) 『大公報（天津版）』（1923.1.16.）。
- (36) 『盛京時報』（1923.3.4.）。
- (37) 『大公報（天津版）』（1923.2.25.）。同紙は開催地を奉天とするが、誤りである。
- (38) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03050172200 各国内政関係雑纂／支那ノ部／蒙古 第5巻5 大正11年11月10日から大正12年5月11日。
- (39) 『蒙事会議事録』1頁。
- (40) たとえばイフジョー盟代表のシャンジミトフは漢語を話さないため、黃成垿が議案を代読した（『蒙事会議事録』108頁）。また議事録は漢語・モンゴル語で作成されているが、モンゴル語部分は、漢語からの直訳の箇所が多く見られ、漢語部分にもモンゴル語と対照させなければ意味不明な箇所がある。それゆえ本稿では議事録の漢語部分・モンゴル語部分を対照させながら利用する。
- (41) 『蒙事会議事録』モンゴル語部分（以下省略）13-16頁〔漢語部分（以下漢語と省略）：14頁〕。
- (42) 『蒙事会議事録』143-144頁〔漢語：76頁〕。

- (43) 『蒙事会議議事録』144-145頁〔漢語：76-77頁〕。
- (44) 『蒙事会議議事録』185-186頁〔漢語：93-94頁〕。 東
- (45) 『蒙事会議議事録』187-188頁〔漢語：94-95頁〕。
- (46) 『蒙事会議議事録』190頁〔漢語：95頁〕。 洋
- (47) 『蒙事会議議事録』202-203頁〔漢語：101頁〕。 学
- (48) 『蒙事会議議事録』243-244頁〔漢語：118頁〕。
- (49) 『蒙事会議議事録』169-171頁〔漢語：87-88頁〕。 報
- (50) 『蒙事会議議事録』171-172頁〔漢語：89頁〕。
- (51) 『蒙事会議議事録』172頁〔漢語：88頁〕。
- (52) 『蒙事会議議事録』123頁〔漢語：88頁〕。なお第3回以降、アムルリ
ンゲイは会議に参加していない。
- (53) 『蒙事会議議事録』229頁〔漢語：113頁〕。
- (54) 『蒙事会議議事録』230頁〔漢語：113頁〕。
- (55) 『蒙事会議議事録』230-231頁〔漢語：113頁〕。詳細は不明であるが、
移住者はジャサクト旗に定住しつつあったことから、ジャラン、ジャン
ギも移住先のジャサクト旗に置かれたと考えられる。
- (56) 『蒙事会議議事録』232頁〔漢語：113-114頁〕。
- (57) 『蒙事会議議事録』236-237頁〔漢語：115-116頁〕。
- (58) 『蒙事会議議事録』196-200頁〔漢語：98-100頁〕。
- (59) 『蒙事会議議事録』87-88頁〔漢語：52頁〕。
- (60) 『蒙事会議議事録』208-209頁〔漢語：104頁〕。
- (61) 『蒙事会議議事録』209頁〔漢語：104頁〕。
- (62) 『蒙事会議議事録』209-210頁〔漢語：104頁〕。審査員7名のうちオ
ルトナスト、ヤンサンジャブ、ドゥズライドゥブは参加せず、李芳、蕭
飈曾、ナスンワンジル、孟渠により「審査報告」が作成された（『蒙事会
議議事録』52頁）。
- (63) 第7回会議において蒙藏院は墾務について「墾務を調整し、蒙旗の
生活を維持し、将来蒙荒辦法を決定する案」を提出し、今後蒙地を開墾
する際は蒙藏院に報告することを提案し、承認された（『蒙事会議議事録』
235-236頁、漢語：115-116頁）。
- (64) 『蒙事会議議事録』214-216頁〔漢語：106-107頁〕。

- (65) 『蒙事会議議事録』 217-218頁 [漢語：107頁]。
- (66) 『蒙事会議議事録』 226-229頁 [漢語：111-112頁]。
- (67) Bruce A. Elleman. *Diplomacy and Deception, the Secret History of Sino-Soviet Diplomatic Relations, 1917-1927.* Armonk, N.Y., M.E. Sharpe, 1997., pp.85-110., Baabar. *History of Mongolia*, Monsudar Pub, Ulaanbaatar, 1999., pp.105-106.

(新潟大学人文学部准教授)